

軽自動車税(種別割)減免申請

心身に障害がある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税(種別割)が減免になります。障害のある方1人につき普通自動車を含めて1台が対象です。

対 象 心身に障害のある方又はその同一生計の方が所有する軽自動車で、障害のある方の通院・通学などのために使用する場合

申請時に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転者の運転免許証
- ③自動車検査証又は標識交付証明書
- ④申請者の印鑑(認印可)
- ⑤軽自動車税の納税証明通知書

※生計を同一する方の車の場合は、生計同一証明書の提出が必要となります。

※精神障害者保健福祉手帳は中部保健所発行となります。

申請場所 税務課

申請期間 5月7日(水)～6月2日(月)
土・日を除く

※申請期間を過ぎると受付できません。

●障害の区分によっては免除を受けられない場合があります。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

●減免申請は毎年手続きが必要です。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

簡易ハウス資材補助金申請

台風や病虫害被害軽減の目的で設置または修繕する際に必要なハウス資材費について予算の範囲内で補助金を交付します。

対象ハウス アーチ型パイプハウス及び平張りハウスであって、施設の規模は1,000㎡未満とする。
※修繕については、耐用年数を過ぎているハウスが対象となります。

対象者 専業農家、兼業農家であって前年度までの村民税等を滞納していない者。

その他条件

- 施設設置場所が自己所有地でない場合、農地の利用権設定期間が新設の場合、10年以上、修繕の場合、終期までの期間が原則5年以上とする。
- 補助率:50%以内とし、補助上限額は60万円とする。
助成は1経営体あたり1回限りとする。
※過去に補助を受けた方、申請前に購入済みの資材は対象外です。
- 補助金実績報告書、完成写真、領収書等の提出が必要です。

申請期間 5月1日(木)～30日(金)

※受付した中から農業経営状況、年齢等を勘案して対象者を決定します。

申請書配布及び提出窓口 農林水産課(農林係)

お問い合わせ:農林水産課 ☎966-1202

